

京都市会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市会議長 寺田 一博

京都市会規則第1号

京都市会傍聴規則の一部を改正する規則

京都市会傍聴規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）」を「京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日」に、「、最も近い日曜日等」を「その日に最も近い本市の休日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(市会事務局総務課)